

# 10月1日からの消費税増税に伴う仕訳入力等（A-SaaS）

本年10月1日からは、①標準税率10% ②軽減税率8%に加えて、当面の間、③旧税率8%（経過措置）が残り、3種類の税率が混在します。会計システムに入力するにあたって、請求書・領収書（レシート）等の合計額だけで無く、その内訳や税率ごとの合計をよく確認して入力処理をする必要があります。

以下、A-SaaS（会計ソフト）の場合でご説明いたします。（A-SaaS 仕訳入力画面（サンプル）参照）

## 1 原則 A-SaaS では仕訳（伝票）日付に従って、自動で税率が入力されます

- 2019年9月30日以前は → 旧税率 8%
- 2019年10月1日以降の日付 → 標準税率 10%
- 2019年10月1日以降の飲食料品の軽減税率は「税率」欄で「\*」を入力（「\*8」と表示される）



【仕訳入力】 123456789102 株式会社 サンプル商事 (令和2年3月期)

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 設定(S) 入力(帳簿・伝票)(N) 帳票(P) 決算(K) 繰越処理(J) ヘルプ(H)

仕訳入力 出納帳 振替伝票 日記帳 元帳 試算表 日別残 前期データを開く

年月: 10月

10	10%	標準税率
*	8%	軽減税率
8	8%	旧税率
5	5%	旧税率

適用税率：標準税率 10% （直接入力時は「10」入力）  
 軽減税率 \*8% （直接入力時は「\*」入力）  
 旧税率 8%or5% （直接入力時は「8」 or 「5」入力）

番号	月	日	借方	借方補助	貸方	貸方補助	金額	税額	摘要	課非	税率
6	10	1	1111現金		6121売上高		1,100,000	(100,000)	現金売上	31	10
7	10	1	7121仕入高		1111現金		550,000	(50,000)	商品仕入	31	10
9	10	1	8661事務用消耗		1111現金		110	(10)	〇〇商店 筆記用具代	31	10
10	10	1	8991雑費		1111現金		1,080	(80)	〇〇商店 弁当代 食料品	31	*8
11	10	1	8591水道光熱費		1121小口現金		1,080	(80)	水道料金	31	8
12	10	1	8451福利厚生費		1121小口現金		11,000	(814)	△△ストア 茶菓子代 食料品	31	*8

1枚のレシート（領収書）であっても、適用税率が異なれば別々に入力

## 2 応用 日付で単純に決められないケース

- 9月1~30日に前家賃払いなど10%の消費税率がある場合、「税率欄」に直接「10」を入力できる。
- 10月1日以降リース料など旧税率8%のものは、「税率欄」に直接「8」を入力（「8」と表示される）

## 3 定型仕訳機能を活用して仕訳入力を行っている場合 登録税率の訂正

- 定型仕訳を登録している場合、登録されている税率がそのまま仕訳に反映されます。9月30日以前で「税率」を「8%」で登録している定型仕訳を「10%」にしたい場合は、あらかじめ10%に修正しておく必要があります。
- 科目設定の機能で「科目」に税率を設定している場合も、同様に税率修正が必要となります。

## 4 その他の注意点

- 同一レシート（領収書）、請求書であっても複数の税率が混在する場合、税率が異なる毎に仕訳を分けて入力するとともに、摘要欄に適用する税率が把握できる簡潔な記載を行うことが望めます。
- クレジットカードの利用明細は取引の内容、適用税率の情報がありません。カード使用時の「請求書」・「領収書」を保管しておき、その証憑に基づき仕訳処理を行う必要があります。
- 9月末現在の仮払金残高は10月以降精算することになりますが、これが遅くなるほど消費税率の処理誤りを招きかねません。なるべく早く、例えば10月中には終えたいものです。

## @9月の予定

- 9/10・8月分源泉所得税  
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 9/30・7月決算法人の確定申告  
・1,4,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

